

遠隔モニタリングの推進について

平成27年3月5日



厚生労働省

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（局長通知）

基本的考え方

診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。

医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。

したがって、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。

<参考> 医師法（昭和23年法律第201号）第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

留意事項

初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。

直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。

上記にかかわらず、以下の場合について、患者側の要請に基づき、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。

- ・ 離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合
- ・ 直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合

遠隔モニタリングについて

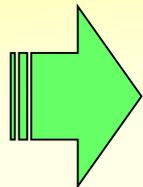
上記の取扱いは、医師が治療を行うに当たり、予め、診断を下し得る程度の患者の情報を得ることを求めるものであり、「遠隔モニタリング」として、遠隔の患者の状態を観察すること自体は規制されていない。

遠隔医療設備整備事業

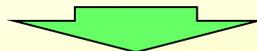
医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算
平成27年度予算案：646百万円の内数（659百万円）

（現状の課題等）

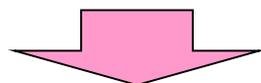
医療の質の向上と効率化
医療資源の適正活用
医療の地域格差の解消



専門性の高い判断や助言の効率的提供
限りある人的・物的医療資源を効率よく活用するため医療機関間の連携強化
医療過疎地域等では交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な慢性疾患患者に対するテレビ電話等のICTを活用した医療支援



地域医療の充実のための遠隔医療補助事業による支援



< 事業内容 >

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。

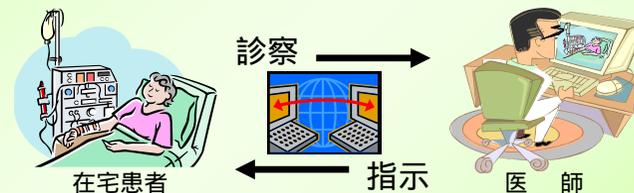
< 基準額 >

- ・遠隔病理診断装置 支援側 4,514千円、依頼側 13,940千円
- ・遠隔画像診断装置 支援側16,092千円、依頼側 14,585千円
- ・在宅患者用遠隔診療装置 8,100千円

< 補助率 > 2分の1



専門医から適切な助言を得ることにより、患者に対する治療や手術範囲の決定に活用



在宅患者の血圧、心拍数、呼吸数等の数値や音声などの情報をITを活用して収集